

情報審査活動報告と違反事例

ポータルサイト各社で違反物件情報を共有

ポータルサイト広告適正化部会では、インターネット広告の適正化を図るために方策を順次、実施しています。おとり広告や不当表示の未然防止および、これらの広告などによるエンドユーザーに対する被害拡大を防止するため、違反物件情報を共有し、その情報に該当する物件の掲載があれば削除いただくなどの対策を講じています。会員の皆さんにおかれましては、登録ルールの遵守、情報メンテナンスにご協力をお願いします。

2025年8月～2025年10月にポータルサイト広告適正化部会で
302件の違反物件情報が共有されました。

首都圏不動産公正取引協議会の措置事例①

	東京都知事免許（3）
措置	違約金課徴
対象広告	ホームページ
対象物件	違反概要
賃貸共同住宅 5物件	<p>1 おとり広告（契約済み等） 契約済み又は入居済みとなった後、長いもので2か月以上、短いもので22日間 継続して広告（5件）</p> <p>2 「賃料 53,700円」、「管理費 -」、「敷金 1ヶ月」、「礼金 2ヶ月」、 「生活保護入居可能」、「生活保護を受給している方でも入居可能な賃貸物件です。」 等と生活保護の対象者でなくとも表示の条件で取引できるかのように表示 ⇒ 表示の条件は生活保護受給者限定のもの（5件）</p> <p>3 「保証会社 必加入」 ⇒ 家賃保証料不記載（5件）</p> <p>4 「最上階」 ⇒ 2階建1階、最上階ではない（1件）</p> <p>5 「(スーパー) ○○」、「(ドラッグストア) △△」 ⇒ 既に閉店しており、 利用できない（2件）</p> <p>6 情報登録日又は情報更新日及び次回の更新予定日不記載（5件）</p> <p>※ 過去の措置 自社は、2016年3月及び2019年4月に「おとり広告」（取引する意思のない物件） を行ったことにより、違約金課徴の措置を受けている</p>

※首都圏不動産公正取引協議会ホームページ 公取協通信第361号(2025年10月号)より抜粋
<https://www.sfkoutori.or.jp/webkanri/kanri/wp-content/uploads/2025/10/tsushin361.pdf>

首都圏不動産公正取引協議会の措置事例②

	東京都知事免許（2）
措置	違約金課徴
対象広告	ポータルサイト
対象物件	違反概要
賃貸共同住宅 4物件	<p>1 おとり広告（契約済み） 契約済みとなった後、長いもので1か月以上、短いもので15日間継続して広告（4件）</p> <p>2 「バイク置場」、「駐輪場」 ⇒ 利用料を必要とする旨不記載（1件）</p> <p>3 「築3年以内」 ⇒ 築4年（1件）</p>

首都圏不動産公正取引協議会の措置事例③

	東京都知事免許（3）
措置	警告
対象広告	ポスティングチラシ
対象物件	違反概要
中古マンション 6物件	<p>1 「ペット可」 ⇒ 犬及び猫の飼育は不可（2件）</p> <p>2 「間取：3LDK」 ⇒ 1LDK及び納戸2室（1件）</p> <p>3 「新規リノベーション完了で室内は新築同様！」 ⇒ リノベーションの実施内容及び時期不記載（6件）</p> <p>4 「今回限り！自己資金10万円より！」、「今のお家賃と比べてみてください！ 月々のお支払い 22,731円より購入できます！！『詳細は裏面へ』」、「※別途 ボーナス時6万円（0円にもできます）」 ⇒ 金融機関の名称若しくは商号又は都市銀行、地方銀行、信用金庫等の 種類及び借入金、返済期間、利率等の返済例に係る前提条件不記載（6件）</p> <p>5 必要な表示事項のうち、取引態様、建築年月等16項目不記載（6件）</p>

首都圏不動産公正取引協議会の措置事例④

	東京都知事免許（3）
措置	警告
対象広告	ポータルサイト
対象物件	違反概要
賃貸共同住宅 1物件	<p>1 おとり広告（契約後み） 契約済みとなった後、20日間継続して広告</p> <p>2 「位置 上階なし」 ⇒ この物件の直上には住戸があり、「上階なし」ではない</p>

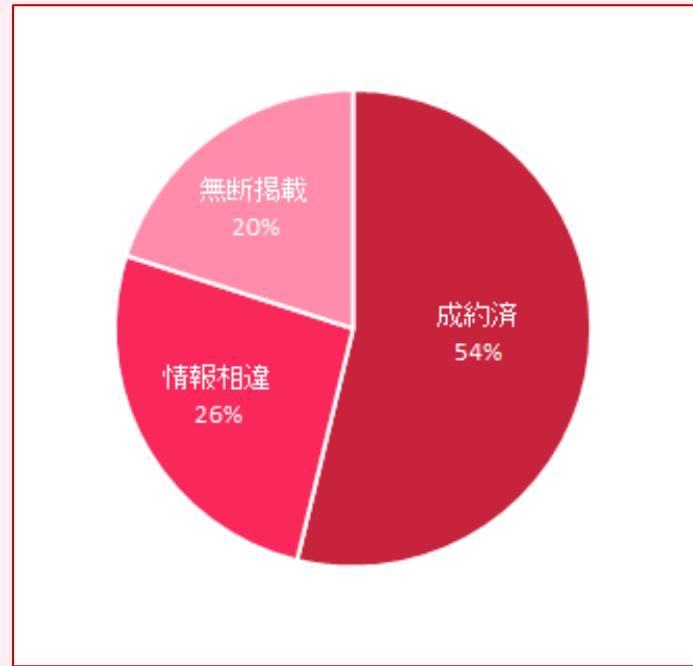
at home

お問合せは
カスタマーセンター ナビダイヤル :0570-01-1967まで

情報審査活動報告と違反事例

2025年8月～2025年10月のご指摘の割合

2025年8月～2025年10月の不動産情報サイト アットホームの掲載物件に対する主なご指摘（成約済、情報相違、無断掲載）の割合は以下のとおりです。
アットホームでは正確な物件情報を公開するために、週に1回以上、物件情報の内容確認と最新情報への更新をお願いしています。



2025年8月～2025年10月の不動産情報サイト アットホームの掲載物件に対する主な指摘内容の割合

【ご注意ください】

物件情報等に画像を登録する際、インターネット上に公開されている周辺施設（学校、駅など）の写真や画像を断りなく転載すると、著作権侵害（複製権に抵触）にあたります。場合により、著作権者から「損害賠償を請求される」などのトラブルになるおそれがあります。

直近の違反事例

当社ではご指摘への対応、掲載物件の調査を行っています。
以下は当社規定による主な違反事例です。

■ A社

物件種別	賃貸居住用5物件
違反概要	・広告掲載未許可

■ B社

物件種別	賃貸居住用1物件
違反概要	・成約済物件の1カ月以上の公開

■ C社

物件種別	売買居住用1物件
違反概要	・成約済物件の2週間以上の公開

■ D社

物件種別	賃貸事業用1物件
違反概要	・画像転載未許可

■ E社

物件種別	賃貸事業用1物件
違反概要	・広告掲載未許可 ・画像転載未許可

at home

お問合せは
カスタマーセンター ナビダイヤル :0570-01-1967まで